

香美町土木及び建設事業者の地域貢献に関する顕彰基準をここに公布する。

平成20年12月26日

香美町長 藤原久嗣

香美町訓令第15号

平成20年12月26日公布

香美町土木及び建設事業者の地域貢献に関する顕彰基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、自発的に地域貢献を行った土木及び建設事業者（以下「事業者」という。）に対する顕彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「地域貢献」とは、無報酬で労働、技術、機械等を提供して行う、次に掲げる貢献をいう。

- (1) 小規模集落（高齢化率が概ね40パーセント以上で、世帯数が50戸以下の集落をいう。以下この条において同じ。）の生活環境向上のため住民が行う共同作業の協力で、町長が指定するもの
- (2) 小規模集落内の除雪及び排雪で、町長が指定するもの
- (3) 海岸漂着ごみ除去等の作業で、町長が指定するもの
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(地域貢献の申出等)

第3条 地域貢献をしようとする事業者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ時期及び提供できる人員、機材等を町長に申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係者と作業内容及び実施時期を協議し、地域貢献事業として指定するものとする。

(地域貢献事業の実施)

第4条 事業者は、前条の規定により指定された地域貢献事業の中から実施する事業を町長に通知し、関係者と協議して事業を実施するものとする。

(顕彰)

第5条 町長は、地域貢献を行った事業者に対し顕彰を行うものとし、その方法は、次のとおりとする。

- (1) 感謝状の贈呈
- (2) その他町長が必要と認める方法

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

＊地域貢献事業指定の目安

- ① 小規模集落の住民が行う共同作業の地域貢献は、事業者が機械、運搬用自動車と人員3～5人以上を提供し、1日程度以上で作業が終了するもの。
- ② 小規模集落内の除雪、排雪で、事業者が機械、運搬用自動車と人員3～5人以上を提供し、1日程度以上で作業が終了するもの。
- ③ 海岸漂着ごみ等の除去作業は、事業者が機械、運搬用自動車と人員3～5人以上を提供し、1日程度以上で作業が終了するもの。
- ④ その他町長が必要と認めるものは、事業者が機械、運搬用自動車と人員3～5人以上を提供し、1日程度以上で作業が終了するもの。